

給与所得者と住民税

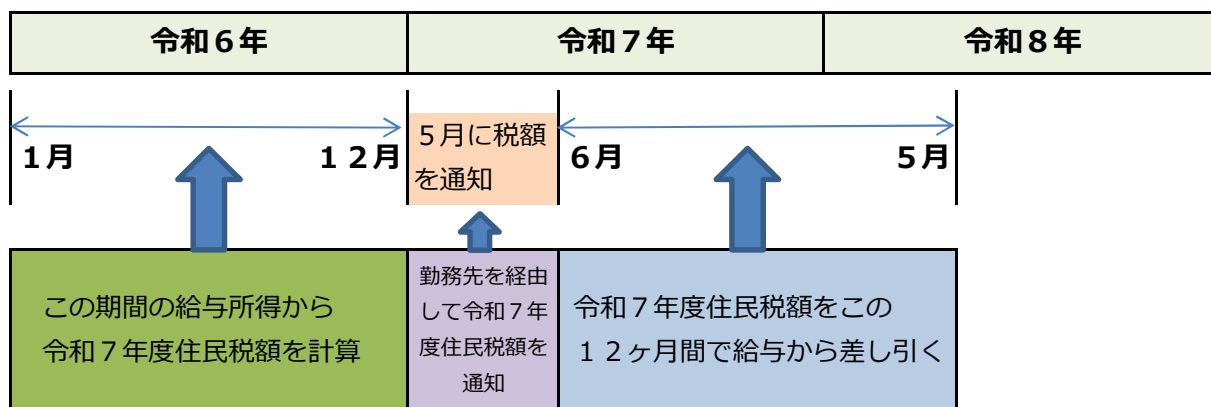
(1) 給与から差し引く住民税

給与所得者は、所得税と住民税が給与から差し引かれます。（住民税は勤務先によっては個人払いとなることもあります。）

所得税は、支払者がその給与の支払の際に所定の額を徴収して納付する源泉徴収制度となっています。源泉徴収した税額は、その年の所得税額が確定した後、年末調整によって過不足額を精算します。

住民税は地方自治体の税金です。所得税（国税）とは異なり、1年間の給与の額が確定したあとで、その翌年に税額の計算を行います。

●令和7年度の住民税（給与特別徴収）



(2) 退職した後の住民税

住民税は前年の所得から計算した税額をもとに、6月から翌年5月までを1年度の単位として給与と差引きをしているので、年度の途中で退職した場合、下記の①か②の方法で、その年度の残額を納めていただく必要があります。

①退職時に給与または退職金から一括して差し引く方法（一括徴収）

②個人で直接納めていただく方法（普通徴収）

そのまま勤めている場合

令和7年6月

令和8年5月

12ヶ月間で差し引きます。

8月で退職した場合

令和7年6月

令和7年8月

令和8年5月

6月、7月、8月分

9月分から翌年5月分

給与差引き

退職により給与から差引きできなくなった分を普通徴収に変更して個人で納付することになります。

*退職時に給与からその年度の残りの住民税を一括で徴収する場合があります。

*再就職した場合の給与特別徴収の継続については、新しい勤務先でご確認ください。

（３）退職金にかかる税金

退職金にかかる税金については、通常は、退職金支給時に勤務先が所得税と住民税の税額を計算し、退職金から差し引いて税務署・市役所へ納めます。

住民税については、他の所得と区分して税額を計算し、退職した年の１月１日に住んでいた市区町村に納めます。

●住民税額の計算方法

（Ａ）退職所得×（Ｂ）税率（百円未満切捨て）

（Ａ）退職所得

①勤続年数５年以下の法人役員等の退職金の場合

退職所得＝（特定役員退職金支払額－☆退職所得控除額）（千円未満切捨て）

②勤続年数５年以下の法人役員等以外の退職金

- ・（短期退職金支払額－☆退職所得控除額）が３００万円以下の場合

退職所得＝（退職金支払額－☆退職所得控除額）×１／２

- ・（短期退職金支払額－☆退職所得控除額）が３００万円超の場合

退職所得＝１５０万円＋〔退職金支払額－（３００万円＋☆退職所得控除額）〕

③①②以外の場合

退職所得＝（退職金支払額－☆退職所得控除額）×１／２（千円未満切捨て）

☆退職所得控除額（特定役員、短期、一般いずれかの退職金の場合）

ア 勤続年数が２０年以下

退職所得控除額＝４０万円×勤続年数（８０万円未満のときは８０万円）

イ 勤続年数が２０年超

退職所得控除額＝８００万円＋７０万円×（勤続年数－２０年）

* なお、退職金の支払を受ける者が、在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記アまたはイの金額に１００万円を加算した金額が控除額となります。

※同年中に２か所以上から退職金の支払いを受ける場合や、過去に退職金の支払いを受け、再度退職金の支払いを受ける場合は、計算方法が異なります。

（Ｂ）税率

住民税・・・１０％（市民税６％、県民税４％）

* 退職所得金額にかかわらず一律